

税制調査会

小倉会長と懇談

— 一般消費税導入反対を訴える —

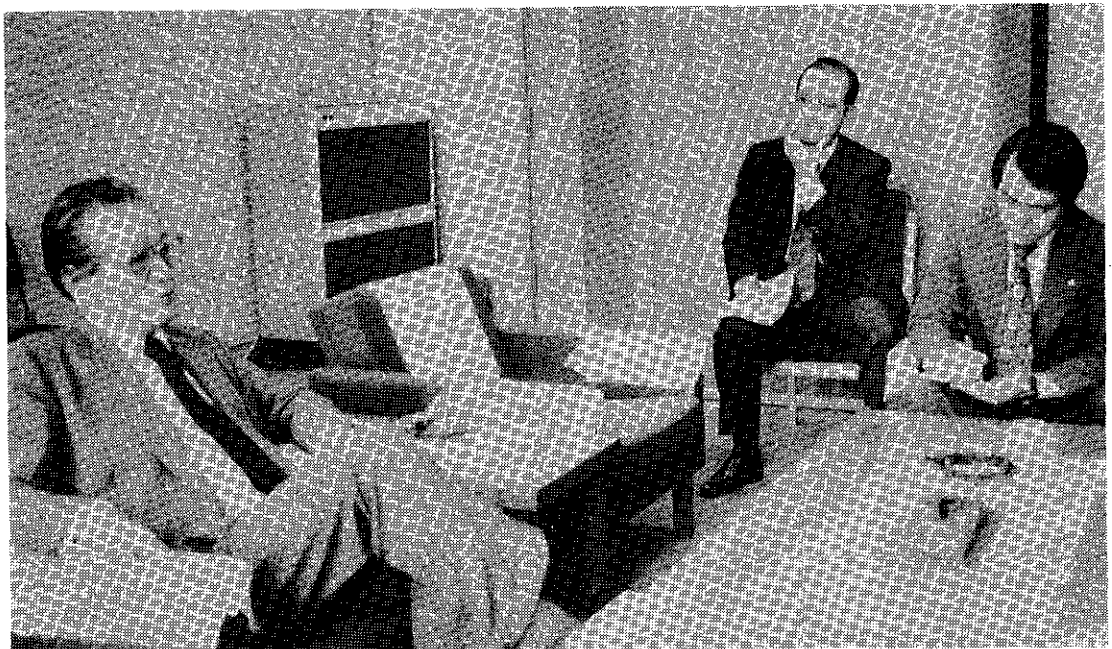
去る九月三十日午後一時、大蔵省に小倉武一税制調査会会長を訪ね、一般消費税の導入問題について懇談を行い、併せて「一般消費税に関する要望書」を提出した。(詳細は次頁に掲載。)

当日は、全国青税連から小林繁夫会長、湖東前会長、石井副会長、坂田総務部長、江成付加価値税対策委員長、伊藤法対策部長、石亀広報部長が出席した。

懇談の中で、「租税の機能は『所得の再分配機能』により富の偏在を防ぐことが必要であるのに『消費』に課税することはこれに逆行し、社会における『富』の不公平分配をもたらすことになる」と指摘し、一般消費税の導入に反対の意見を述べた。



全国青年税理士連盟
 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-20-11
 第1シルバービル5F501号
 電話 03(354)4162
 通聯本部
 会 長 小林 繁 夫
 編 集 人 石 亀 邦 俊
 広 報 部 長



昭和五十二年九月

税制調査会 会長 小倉武一殿

全国青年税理士連盟 会長 小林繁夫

『一般消費税に関する要望書』

貴税制調査会におかれましては、今後の税制のあり方について、高い立場でご検討のこととご拝察いたします。

今般、貴税制調査会が答申される一般消費税は、製造者消費税、EC型付加価値税、大規模売上税及び大規模取引税の何れかであると云われています。

本連盟は、上記一般消費税に関し次のとおり要望いたします。

1、一般消費税は不公平税制である

前記の新税は何れも「消費」に着目し、この効用に対して課税しようという点においては、どの税も同じであると云える。

負担力は所得があつて初めて生ずるものである。

消費そのものは、所得の有無にかかわらず可能であるが、所得の無い者が消費した場合にも課税を受けることになり、一層の所得の

流出を招き、分配の不公平をもたらすものである。

又、消費に対する課税は垂直的公平は困難となる。この意味から個別物品に一部課税ということは

社会に対する税収目的のみの立場からではなく別の見地からの有用性をもつが、一般消費税という原則として「消費」に負担力を見る

新税の導入には不公平税制となるので反対である。経済先進国となつた我国において、稼得されるものは、現在の社会の諸機能を個人が利用して初めて可能となる。それには個人の能力以上の所得となるものもある筈である。

このような場合に租税の機能として「所得の再分配機能」により富の偏在を防ぐことが必要であるのに「消費」に課税することはこれに逆行し、社会における「富」の不公平分配をもたらすものとなる。

我が国の租税制度の基本的なあり

方としても「所得課税」を中心となすべきものと考えらる。

2、一般消費税の導入は物価上昇インフレを助長し、一層の景気後退をもたらす

現在のように不況下にもかかわらず物価は依然上昇の一途をたどっている。

この様な経済環境下にあつて「新税」の導入は可処分所得の減少をもたらす。実質賃金の低下を招き、ひいては賃金の引上げとなり、この衝撃は経済循環のあらゆる面に波及することになる。このことはインフレの高進をもたらすものである。

更に現在の不況下においては総需要が委縮しているのであるが、一般消費税の導入は総需要の大きな柱である「消費」に水をかけることになる。

片や景気対策を必死に行つても何の意味もたないことになる。

これに対して「所得課税」においても同様に可処分所得の減少をもたらすものであるが、総合課税を徹底するとともに高額所得者に対し増税し、法人税率の上昇をすればなる程低下するので一般消費税の導入より妥当である。

3、大規模売上税は付加価値税と本質を同一にするともに消費者のみならず、中小零細業者をも税負担者とする

四つの新税の中で最も有望視されている大規模売上税は、付加価値税における免税点の引上げというだけで、その本質は付加価値税と何ら異なることはない。

中小業者の負担の軽減のため、大規模売上税の導入をするということであるが、これは事務負担の軽減であり、納税負担は消費者に転嫁出来ない中小業者がすることになる。

最終、税負担は「消費者」又は「中小零細業者」ということになり、中小零細業者の負担増を招くことになる。

4、EC諸国導入と我国の場合 EC諸国において、EC型付加価値税の導入は、従来の税制とし

て存在した累積課税型の売上税に對する改善の意味をもつものであるが、我国のように一般消費税の存在しない、所得課税主導型の税制の確立している国に不公平課税の基因となる一般消費税を導入すべきではない。

一般消費税は、あたかも、外国人から税の徴収をすることく非常に、徴収が容易であるかの如く考えられているが、国民が負担することに変わりはないのであるから、租税制度として我国に導入するに際しては、「課税の公平」が維持されるかどうかを中心に考えるべきで、徴収しやすところからというような安易な考えは、とるべきではない。

我が国の従来の税制の中に、基本的に存在する「課税の公平」を維持しようとする租税制度が、今回の一般消費税の導入により、大幅に後退し、従来のシャープ税制の大変革をもたらすものとなる。



主張

全国税理士の注目を集めた日税連会長選挙は周知のとおり山本義雄氏（大阪合同税理士会会長）が再任され、九月二十一日には役員人事も終り、新執行部は二年間のスタートをきった。

新執行部は専務理事に四元正憲氏が留任し、あらたに春好幸雄氏が就任した。この人事は新執行部が旧執行部の路線を継承することを改めてあきらかにした。

さて、新執行部の最大の課題は税理士法改正問題であることは衆目の認めるところであろう。旧執行部が「税理士法改正は射程距離に入った。」とか「いよいよ指呼の間に迫った。」と叫び、山本日税連会長を再任させた責任上、その総仕上げが新執行部の重要な役割とされる。

しかし、我々の望む税理士法改正がはたしてできるのかという不安を持つ会員が多い。

山本執行部は、政府提案を目途とし、政府折衝を行い、本年度には国会会程との見直しさえもっていたが一般会員には充分な説明がなされないままであり、一般会員

の不安は高まるばかりである。その不安は「税理士法改正に関する基本要綱」という税理士会内部の合意を得た前提が無視されるのではないかということである。「執行部を信頼し」とか「法改正の原案が出たら国民投票にかける。」というような文言で納得できる問題ではない。

我々は新執行部に望む。

「基本要綱」を守り、その「三本柱」である

「1. 「税理士制度は国民のための制度」として確立すること。
2. 税理士の権利の保障を明確にすること。
3. 税理士の組織する団体の自主権を確立すること。」

の基本的な要望が実現できるように、全国三万会員の先頭に立って闘うことを。

日税連の 民主的 改革を

日税連会長選挙を終えた業界内では、日税連の会長、副会長の選任制度などについての問題点が数

日税連執行部に

に望む

多く指摘されている。なかでも「税理士界」で「月税連会長選任制度の抜本的改正についての再提言（第七一五号・織本秀實氏）」では、選任制度のほか、「日税連の総会のあり方、税理士会の議決権の数及び行使の方法」についても改革の必要性を論じている。

日税連が事実上、正副会長及び専務理事という少数で執行され、総会が各単位会会長で行われている現状では、まったくといってよいほど「総会」としての機能を果

運用方法によっては現在の日税連組織よりましな方向が出るはずである。

税理士会内部に日税連の民主的改革的声は強い。日税連の会務制度委員会は、積極的にこの問題に取り組み、税理士会の前進に寄与すべきであろう。

一般消費税に反対する 積極的行動を

全国青税は去る九月三十日、税

制調査会の小倉武一会長に面会し、一般消費税の導入に反対する意見書（別掲参照）を提出し

税制調査会の中期待答申に注目していたが、十月四日福田首相に提出した「今後の税制のあり方」と題した中期税制答申で「……これらの検討の結果を総合的に判断すれば、一般消費税の導入について、今後さらに具体的な検討を積極的に進めることが必要であり、政府としてもその導入の必要性について国民に十分な理解を求めるため格段の努力を払うべき段階に至っている。……」と予想された

ように、一般消費税の早期導入を打ち出した。

一般消費税について、今さらここでその導入反対論を述べる必要はない。

全国青税は、すでに付加価値税についてヨーロッパへ視察団を派遣したり、数多くの研究成果を発表してきている。その成果をふまえて、一般消費税の導入に強く反対するのである。

このような状況の中で、我々は今までの研究成果を社会に広くうったえる重要な時期にきていると認識しなければならない。

それぞれの会員が、あるいは単位会が、そして全青税が一般消費税の導入を阻止するためあらゆる有効な手段をとらうではないか。

例えば、多く納税者を集め、一般消費税の実態を明らかにしていくのもいいし、納税者の各種団体とともに行動することも考えられる。「不公平税制をただす会」という既に一定の影響をもつ団体に加入していくことも考えられるだろう。

シャープ勧告の、我国に根づいた直接税の申告納税制度を根本から改悪する一般消費税の導入を阻止するために、納税者と団結することは税理士の社会的地位の向上に大きく貢献するのである。

税理士法改正運動の問題点

荻野弘康

現行税理士法の問題点は多々ある。それらを批判し検討を加えた上で、「税理士法改正に関する基本要綱」(昭47・4)が日税連で機関決定されている。

「基本要綱」制定以来、全国の税理士は、正しい法対運動が行われた上で、「基本要綱」の線に添った法改正が実現することを願ってきた。税理士法改正は、三万税理士の悲願でもある。

本年七月に行われた日税連会長選間際における「税理士界」報道の如く、果して、法改正は射程距離に入ったのかそれとも連合会長選目当ての虚報であったのかどうかの検討も加えながら当面の日税連が押しすすめようとしている法改正運動の動向を探ってみたい。

日税連執行部に対する危惧

われわれは日税連が、「基本要綱」の線に添った法改正運動を強力に押しすすめることを願うとともに、正しい法対運動を全力で支援していくことも大切である。

「国税庁・大蔵省主税局・当面の問題で日税連幹部と会談

—税理士法改正が話題の中心—
(税理士界第七一〇号)

「日税連・税政連幹部・自民党財政部会と会談

—税理士法改正が話題の焦点—
(税理士界第七一一号)

「税理士法改正の見通しを表明」
(税理士界第七一二号)

等々で、連合会長選挙間際の「税理士界」は、正に税理士法改正のキャンペーン記事で華々しく埋めつくされていた。

とくに、「税理士界」(第七一〇号昭52・6・10)の一面リード記事で「現在のような日税連執行部の路線が継続され内部の意見が統一されるならば税理士法改正への道が現実的なものとなってくるのではないか」という示唆があった。と、山本連合会長の再選が法改正の前提条件であるかの如き報道をなした。

事実、主税局が山本再選を示唆をしたとすれば税理士会に対する内政干渉となるし、もし、事実でないとするればそれは正に、連合会長選目当ての虚報ということにな

る。

連合会長選は、これらの一連の世論操作の効きめがあつてか、「法改正近し」の期待感を全国の税理士に抱かしめ、山本再選へと向っていったものであろう。

ナゼ政府提案にこだわるのか

「税理士界」の伝える如く主税局等の政府筋が山本再選を示唆したとすれば、現在の日税連執行部は主税局の方針に反しない非常に御し易い執行部ということになるであろう。

税理士法改正を政府提案でやろうとする日税連の方針もその辺から出てくるのであろう。

われわれは政府提案は何でもワルイという立場をとるものではない。問題は法案の中味のよしあしなのである。

しかし乍ら、現在の日税連の目ざす方向と政府の考え方が「基本要綱」の精神と基本的な部分で相反することをここで指摘しておくなければならない。

昨年の大蔵委員会における横山代議士の質問や本年八月の只松代議士の質問に対する答弁でも判るように、税理士法改正の最も大切な部分が政府委員によって否定されていることである。

昭和52年8月3日衆議院大蔵委

員会只松委員「……ぜひひとつ税理士法を前向きに検討していただきたい。」

この弁護士法と税理士法をみたとき、余りにも差のひどいのに私は愕然とするわけでございます。

どういってお考えをお持ちになつておるか、できればひとつ大臣のご所感を承りたい。」

○大倉説明員(主税局長)「……私ども現在非公式に意見交換を続けております。ただいまおっしゃいました監督権の問題につきましても、税理士会の御要望は私ども十分承知いたしておりますが、……」

……そう簡単には踏み切れないのではないかとというのが私の率直な気持ちです。……」

○坊国務大臣「……弁護士と税理士とは性格上に相当な違いがある。……無限に人権を代理して主張することと、ある程度妥当性ということを考えて、そしてこれを主張していくというところが若干の相違があるのじゃないかと思

います。そこで、弁護士法と税理士法を同じように持つていくということについては、これは相当考えていかなければならぬことがあ

るのじゃないかと思ひます。」

こうみてくると、主税局や大蔵

省にホメラレ、再選を示唆されるような山本執行部の税理士法改正運動の限界というものが、自ずと浮かび上ってくるのではないだろうか。

幻想は捨てて原点に戻ろう

われわれは税理士法改正の一日も早からんことを願うものではあるが、かといって法改正の中味のチェックを素通りまでして喜ぶ程幼稚ではない。

法改正での主要点ともいふべき①税理士の使命の明確化、②税理士の権利の保障、③代理権の確立

④特別試験の廃止などの前進を盛り込まない法改正を支持することはできないと思ふのである。

昭和39年に政府提案で上程された結局は廃案になった「税理士法改正案」と何ら異なることのない「改正案」であるならば、何のために十数年の歳月を費やしたことになるのか判らなくなってしまうのである。

財源難を理由にして導入されようとしている一般消費税など国民の税に対する関心は日毎に高まっている。困難ではあつても、正しい法対運動を進めることによってこそ、社会の信頼に応えられることを銘記しなくてはならない。

西ドイツ訪問記

早 川 昇

日税連の初めての西ドイツ税理士制度調査団の一員として、六月四日から十日間、ボンに行つて来ました。訪問先は西ドイツ連邦大蔵省、ノルトライン・ヴェスファレン州大蔵省、同州の刑事裁判所（職業裁判所に関連して）西ドイツ連邦税理士会、ケルン税理士会、西ドイツ経済検査士会などです。報告書は別に日税連から発表しますので、ここでは肌につれたドイツについて書いてみたいと思ひます。

最近、西ドイツでは一九七五年から一九七七年にかけて次々と法律が改正されたり、新しい法律が制定されたりしています。

税法関係では、租税基本法（A O）が全面的に整理され改正されて、新しく一九七五年一月から施行されております。

税理士法も（西ドイツの場合、税理士法と訳すことに大いに疑問を感じますが）一九七二年の税理士と税務代理士の統合に係する大改正に引きつづいて、租税基本法（A O）の大改正に関連して、

労賃税援助団体等の納税者援助団体に關する規定が、税理士法に移され、整備され、新たに1条から33条加わり、旧A O 107 a を引き継いで規定されています。特に労賃税援助団体に關して、旧A O 107 a 項とくらべて、一つの章をもうけ、13条から31条にわたり、一つの組織団体としての規定の整備が行われております。

税理士制度についても大幅に改正が行われました。注目する点を二、三あげますと、例では、69条、70条、71条は、新たに法律として規定されています。69条は、税理士または税務代理士が一時的に職につけなくなつたとき、または、故障を生じたときには、職業会議所は、関係人の中立によつて他の税理士または税務代理士を代理として任命することができ、代理人は、職務を自らの責任で、しかし被代理人の計算と費用で遂行する。もちろん代理人は適当な補償を得る。70条は、税理士税務代理人が死亡した場合の清算人の任命である。71条は、税理士等が死亡

したが、例えば、子供等が資格を有しないとき、相続人の申立によつて、原則として三年間、例外的には、この期間を延長できるが、他の税理士等を管財人に任命することができ、もちろん、管財人はその職務を自らの責任で、しかし相続人の計算と費用で遂行する。管財人は適当な補償を得る。これら、税理士が死亡等の場合における処置は、日本の税理士にとつても切実な問題でありましよう。

次に、税理士会の自治との関連から、理事の責問権に關する規定、職業裁判に關する規定の改正であります。これは責問権の時効が、三年と明確になり、理事の責問に對する不服申立の規定が新たに書き加えられたり、職業裁判手続規定が大幅に書き加えられて、手続きがより詳細になつたこととあります。今度の税理士制度に關する改正の大部分は、職業裁判に關する規定であるといつても過言でありませぬ。これらは改正の旧、新の対比を行い、そしてその実態について、改正の理由についての検討が必要となるでしょう。（今回の調査では、これはすることができなかつた。）

税理士と経済検査士についての関係は、西ドイツにおいても緊張

がありませぬ。これはすでにクレツカー先生は、日本について、有限会社の法定鑑査に關連して、税理士の排除の問題にふれていますが今までも、ある大きさ（従業員五千人以上、売上二億五千万マルク、資産総額一億マルク）以上は、経済検査士の鑑査が必要であつたけれども、これをさらに拡大しようという案が出てきています。どのへんで練引きをするかということが、非常に問題になっていま

が、案ではE Cとの関係で、今までより非常に低く二十三万マルクということになっていきます。しかし、これは非常に低いので、目下、運動が続けられています。結果的には、税理士は鑑査ができるが、税務代理士にはできないようにならうらしいとのことでした。この問題を、西ドイツの税理士は今後どのように解決していくか注意しておく必要があろうかと思ひます。

先に述べましたように租税基本法（A O）もいくつかの改正案と長い年月を経て、一九七七年より新しいA Oが制定されました。この具体的な例を一つ取り上げますと、今まで税務署等の調査は、企業調査令にもとづいて行われてきましたが、今度の改正で、企業調査に關する条文は11ヶ条に整理

され、基本法に規定されています。それによると、関税の調査まで、事前通知が法定化され、ジニツセルトルフの州大蔵省を訪問したとき、担当者の「関税も含む」と、特に念を押して発言したことが印象的でした。

これら法律の改正は、税法分野ばかりでなく、刑法典、刑事訴訟法、民法典、共同決定法等、広い範囲にわたつています。手元にあるベック書店の民法の条文集をみますと、Fassung ab 1. 7. 1977 の改正条文を示した赤い字がいっぱいあります。西ドイツは現在、社会民主党（SPD）と自由民主党（FDP）の連立政権ですが、これらがこの法律改正とどのような関連にあるかが、興味深いものがあると思ひます。

ついでに、西ドイツの税理士が法律改正にどのように関わっているか、興味深い課題であると思ひます。租税基本法（A O）をはじめとして、税理士法の改正にどのようににかかわりあつたか？また先のべた有限会社の鑑査をめぐる要望をどのような団体で、手続きで政治生活をしていくか、が知りたいところです。しかし、これらは今度の調査では予定に入っておりませんでした。今後の課題です。

税理士と経済検査士についての関係は、西ドイツにおいても緊張

一般消費税導入の背景と問題点

付加価値税対策委員長 江 成 健 一

I、我国経済の中期展望

昭和50年代前半の我国経済成長率及び消費者物価上昇率は、それぞれ6%及び9%程度と想定される。この様な経済環境下においては、法人税収は、殆んど伸び悩み状態となると思われる。

企業内における、コスト上昇率は、名目成長率として想定される十数%程度となるものと思われる。法人利潤は、低落傾向をみせるものとなる。これに対して所得税収は、名目成長率と同程度の増収率となるものと思われる。

企業におけるコスト上昇率は、賃金、地代家賃に同率の上昇率をもたせるのであるから、所得税収は、自然増収が見込まれることとなる。これに対して、財政支出は行政における人件費増、社会保障費増も著しくなると思われる。

行政機構の合理化を実施したとしても国債の償還を考えると財政欠陥となることは避けられない。

II、単年度主義の問題点

我国の財政運営は、当年度の収入で、支出をまかなうという単年

度主義に基づいて行われている。財政収入が著しく多い場合には、支出する必要のない支出を行なうことになる。景気過熱である為税収が増大しているのに一層の景気の過熱をもたらすことになる。

現在のように財政欠陥時においては、本来の経済政策としては、一層の財政投資、減税等の財政政策を実施しなければならぬ。にこれらの政策を実施出来ないが、国会の承認を要する為機動的ではない。このように単年度主義では、経済政策及び財政運営に問題を生じさせる。

景気循環は中期的にみると大きく変動するものである。

この様な景気循環を考えると好況期には、余剰資金を留保し、不況期には、留保資金を使うという弾力的な経済運営を行なう方が妥当である。それにもかかわらず単年度の中で、収支を合せようとする現在の方式は、経済にひずみを生じさせる原因となる。

III、財政欠陥と新税の導入

既に述べた通り財政欠陥が生じる可能性が大である経済環境下にあるため単年度主義からの早期転換が行なわれなければならない。又、歳出の合理化、新税の導入が必要となる。

数ある新税の中で特に注目しなければならぬ新税は「消費課税」の性格をもつ新税である。

過去の租税制度をみると、「課税の公平」を「経済政策」との比較考量のもとに行われていることが判る。戦後の資本が破壊された時代には、資本蓄積のための租税政策がとられてきた。

しかし、今日一応の資本蓄積が行われている現在ではむしろ「課税の公平」が選択されるべき時代であると思われる。

我国のように、経済先進国となつた現在においては、不公平税制といわれている経済政策的考慮から立法された租税特別措置法を大幅に制限する必要がある。

これらの是正による財源と、所得税制を本来の総合課税に戻すことにより、財源は充分に確保されるものと思われる。

新税の導入は不要である

IV新税としての一般消費税の性格
それでは、一般消費税としての新税として税制調査会は、具体的

にどのような税目を考えているのであろうか。中期答申によると「製造者消費税」、「大規模売上税」、「大規模取引税」、「EC型付加価値税」ということである。

先日の税制調査会小倉会長との会見では、製造者消費税は製造者の確定が困難であり、EC型付加価値税は国民に不人気であるので実施は困難であると述べている。

残るは大規模売上税、大規模取引税ということになる。大規模かどうかの判定は、何れにしても、売上高になるようである。

付加価値は、生産、分配、支出の三面から把握される。

支出による付加価値は、消費、投資、に大きく分けられる。

投資には、投資財控除ということが行われるから付加価値税は結局、消費に課税することになる。

V、消費課税か所得課税か

新税の大きな柱である一般消費税は、名前通り「消費課税」である。消費課税は消費支出に課税することで「消費」に担税力をみるものである。消費に対する担税力をみる立場は、消費からの効用に

着目し、課税をする。

個別的な間接税には、国民の健康維持の為に課税をする酒税のようである意味では有用なものもあるが、一般消費税という課税形態をとると応能原則による課税とは、大きく変わるようになる。

所得に担税力をみる応能原則による所得課税こそ本来の税制のあり方である。今日個人の所得は、社会資本、社会の諸機能を利用して初めて稼得されるのである。そこには、個人の能力以上のものも含まれる筈である。

この様な場合に租税の機能として「所得の再分配機能」による富の偏在を防ぐことも必要となるのに消費に課税するということは、益々富の平等化をすすめる原因となる。現にフランスでは日本経済新聞によると9%の世帯が50%の富を所有しているということであるが、長期間、間接税の比重が高い為の結果であると思われる。

更に消費課税の新たな導入は、新税分だけでも値上げとなるのに便乗値上げをも誘発し、実質賃金の切下げとなることから、賃金引上げとなり、この衝撃は経済循環のあらゆる面に波及する。

又中小企業で価格支配力を持たない企業にとっては、賃上げが不可能となり実質賃金の切り下げのままとなる。総需要の大きな柱である消費は新税の課税により抑制されることになり景気対策も不

十分なものとなる。
 現在有望混されている大規模売上税、大規模取引税は、何れも、中小企業者の負担の軽減のためという事になってはいるが、これは単に事務負担の軽減であり、むしろ税に關しては消費者とともに納税者となる。

税理士特別試験 違憲訴訟の 経過と現状

大阪合同 田 賀 明
 (特許違憲訴訟をすすめる会会長)

「大規模」という修飾語は登録業者の引上げというだけで経済的負担はむしろ増加する。
 VI 一般消費税は不公平税制である財政欠陥の爲又、高福祉、高負担の爲等新税を導入するという説明は、表面的には、充分に理由があるように思える。しかし、その

際、我々が考慮しなければならぬことは、新税の導入により、依然「課税の公平」が維持されるかどうかという点である。
 新税としての一般消費税は、あたかも、外国人から税の徴収をするかの如き錯覚に陥りそうな、或は、他人の財布から支払い誰も負

担しなくてもよい様な導入理由の説明がなされている。実際には国民が負担することに変わりはないのである。
 一般消費税取分を所得課税により徴収出来ないことはない。
 消費課税は、応能原則を中心とする従来の所得課税から大幅に後

退し、シャープ税制の大変革をもたらすものとなる。課税の公平が維持されない新税の導入には、国民の承認は得られない。

▲1 出訴までの経過
 近時、わが業界における特許出身による税理士(以下特許税理士という)の増加は年を追って著しく、その生み出す弊害はもはや放置できないものとなり、口に出すと出さぬの別なく、特許廃止は、全国税理士会会員の強い要望となつて来た。昭和四十七年、当時の大阪合同税理士会税理士制度委員会は、この要望をうけ、特許の現況、弊害、これを廃止する方法等について研究を始め、昭和四十七年七月、「税理士特別試験違憲訴訟をすすめる会」を結成し、原告七人、弁護士十一名の陣容をもって、遂に特許廃止の差し止め訴訟へと踏み出したのであった。

▲2 特許はなぜ廃止せねばならぬか
 本件訴訟によりその理由を簡記すれば次の通りである。

iii 顧問先への天下り。
 iv 税理士の社会的地位の低下、名著、信用の失墜。
 特別差止め必要性
 i 税理士制度に対する国民の信頼を恢復し、原告等の税理士としての地位を保全する。
 ii 更に一国民として、民主的租税制度を守り育て、憲法の基本的人権を擁護する立場からも現状をこのまま放置することはできない。

▲4 東京での裁判開始
 大阪より東京に移って、法廷の雰囲気が一変した。裁判所は先づ訴えの手数料不足分一万二千二百五〇円也を追徴するとの補正命令を出す。更に驚くべきことには、訴訟記録の欄外に「弁論が開かれているので終結宣言が必要」と、訴えを直に却下しかねないメモが見られ(この欄外メモは後で2本線で消されている)、原告に釈明命令を出し、冒頭陳述の時間を三分の一に制限する等、被告に甘く原告に厳しい、異例ともいえる訴訟指揮をとり始めた。裁判所は、門前払いをくらわす用意が濃厚にみられ、法廷は緊迫した。幸い弁護団の鋭い抗議と奮闘により、その

意図は退けられ、以後裁判は書面審理より実質審理へ、着実に特許の実体解明へと進んでいる。
 ▲5 各種証人の喚問
 目下、原告および被告は、次の証人をたてて、各自の主張を裏付けている。
 原告側1、日本大学教授 北野弘久氏、証言内容、「日本国憲法と租税法主義」、「税理士の使命、資質、能力」、「税理士制度の果たすべき役割」、「税理士法第1条、中正な立場、批判」、「特許の生み出している弊害」、「税理士法附則30項、当分の間、特許を行う」の「当分の間」についての見解、アメリカ、西ドイツの税理士制度」等々。
 2、税理士 平山玲彥氏、証言内容、「一般試験合格の税理士として、苛烈な受験勉強体験。特許を無試験に一般試験を更に困難なも

1 特許は税務職員たる身分に特権を与える違憲制度である。
 2 特許は税理士法第6条に違反し、税理士試験制度を破壊するものである。
 (税理士法第6条：税理士試験は、税理士となるのに必要な学識及びその应用能力を有するかどうかを判定することを目的とし。)

▲3 特許裁判の管轄裁判所をめぐる攻防
 本件訴訟が大阪地裁に提訴されるや、国は直に東京地裁へ移送されるよう申し立てた。下出裁判長は「国は人的、物的に本訴訟を大阪で行い得る力を有する」として、国の申立てをしりぞけたが、国の控訴により東京地裁へ移行す

して次のものをあげる。
 3 違法な特許実施の弊害の例として次のものをあげる。
 i 税理士法42条違反の統出。
 ii 税務職員の地位利用による顧問先の予約、二階建、三階建の

等々。
 内容、「一般試験合格の税理士として、苛烈な受験勉強体験。特許を無試験に一般試験を更に困難なも(次頁へ続く)

(前頁より続く)

のにしようとした昭和三十九年の政府提案税理士法改正案に対する全国の税理士試験受験者の憤激と抗議行動。廃案に至らした経過。特試税理士の仕事のやり方、彼等という実務経験とは何か。税理士一般に対する最近の国民の評価。特試税理士の税理士会内で果して

いる役割と傾向」等々。
被告側 元国税庁次長 江口健司氏。
証言内容 社会の森羅万象を扱う税務職歴に二十年も携わっていた税務職員には、税理士としての職責を全うする実務能力は十分に備わっている。特試よりもむしろ認定制度の方が希ましい。(註、この見解は、昭和三十九年廃案に持ち込んだ政府提案の改正案の立場のくり返しであり、更に危険なことには、現在わたし達が直面している税理士法改正問題の正面上そのままだけだかっている、側の態度でもある。)

▲6 今後の見通し
被告側は、前々回の裁判より、早く結審を、と裁判所を急がせている。原告側は原告本人の証人尋問、鑑定書の提出等、何人と言えども特試の不当違憲性を否定し得ないところまで、あらゆる手段を尽して訴訟を継続し、勝訴を勝ちとるまで奮闘する覚悟である。税理士界の運命を左右する本件訴訟には、当事者原告の熱意のみならず、これを支える特試違憲訴訟をすすめる全国良識ある税理士の大きな支援の声を法廷に響かすことが、判決を有利に導くに必須の事であると考え。多数の方々の傍聴を御願いすること切なるものがある。

税理士解任濫用阻止裁判の経過と現状

牧 野 良 三 (東京)

昭和52年9月27日、第21回公判が開かれ、井沢雄蔵税理士(東京税理士会本郷支部長)に対する証人尋問が行われた。原告から昭和49年7月11日に税理士60名の証人

参考資料

- 46・7 大阪合同税理士制度委員会で、訴訟の可能性について研究
- 47・2 「税理士特別試験違憲訴訟をすすめる会」発足
- 47・9 大阪地裁へ訴訟提出
- 47・11・7 大阪・第1回、被告東京地裁への移送を申し立てる
- 48・1・22 大阪・第2回、移送申し立てをめぐり応酬
- 48・2・7 移送申し立てを却下被告、高裁に上告
- 48・3・23 日証事件の天下り元署長を告発
- 48・7・17 大阪高裁移送を決定原告、最高裁へ上告、却下
- 49・2・25 東京地裁より原告に對し訴えの利益に關しての釈明命令
- 49・3・12 前記について釈明応酬
- 49・4・1 東京・第1回、裁判官の訴訟指揮をめぐって
- 49・4・22 被告から原告に對し釈明要求
- 49・5・20 東京・第2回、弁護

税理士特別試験違憲訴訟・これまでの経過

- 49・7・22 団長と原告団長の陳述
- 49・10・30 被告答弁書に對する反論書提出
- 49・11・18 東京・第4回、司法記者クラブで記者会見
- 50・2・4 東京・第5回、原告に對し再求釈明、次回回答を約す
- 50・4・22 東京・第6回、再求釈明に對し回答
- 50・7・3 東京・第7回、原告証人申請
- 50・10・9 東京・第8回、裁判官交替に伴い、原告、引
- 50・12・18 東京・第9回、証人きつぎの弁論行う
- 51・9・1 東京・第10回 原告証人 北野弘久氏 被告証人 不出廷
- 51・12・8 東京・第11回 原告証人 被告証人
- 52・3・24 東京・第12回 原告証人 被告証人
- 52・6・23 東京・第13回 原告証人 被告証人
- 52・10・14 東京・第14回 原告証人 被告証人
- 52・12・18 東京・第15回 原告証人 被告証人

会員数の推移

地域別	48年	49年	50年	51年	前年対比
大阪	63人	70人	67人	62人	-5人
京都	21	24	24	23	-1
兵庫	47	58	56	57	+1
奈良	1	3	3	3	
和歌山	2	2	2	2	
滋賀	4	5	4	3	-1
東京	8	16	16	16	
名古屋	4	5	4	4	
その他	0	2	2	3	+1
計	150人	185人	178人	173人	-5人

税理士特別試験違憲訴訟をすすめる会
 事務局 〒670 姫路市小姓町 船場西ビル609
 田賀明事務所 0792-97-5577
 会費 月額 1,000円
 ※入会の御申し込みは上記事務局迄御申し出ください。

ととなったものである。

これより先、第14回公判(昭和50年11月17日)より3回にわたって小林原告に対する本人尋問が行われた。最初の2回の原告代理人による主尋問に答えて顧問契約締結の経緯、顧問契約についての合意の成立、旧会社の清算と被告会社設立の業務について、税理士の役割と社会的責任、本件受託業務の内容、本件の報酬の実態、解任通告時の事情、税理士の法定業務といわゆる附随業務との関連、親会社との特殊事情、税理士業務の多様性、継続性、税理士業務と商法・税法等について証言がなされた。これによって、原告には解任を受けるべきいわれが全くないこと、にもかかわらず、税務調査が無事終了した後突然一方的に解任通告をしてきた被告会社の背信性が浮彫りされた。

被告代理人は、原告の供述の信ぴょう性を減殺すべく、原告は清算事務と新会社設立の段階で既に問題があったかの如く、また、報酬について高いとか高くないとかのやりとりがあったのではないかとか、解任に際しては口頭でその理由、原告が顧問をしている同業会社に被告会社の秘密がもれるおそれがあるとかを述べたのではない

とか、その他青税に提出するため解任理由書の作成を強制した事実はないかとか、色々なことをあげて反対尋問をした。

しかし、原告はひとつひとつつていねいに、かつ毅然とした態度で答え、ほぼ完全にこれを論破した。むしろ、被告側のいいがかり的な言辭が露呈され、結果的には必ずしも先方に有利にはならなかった。これまで、被告側は、「委任ハ各当事者ニ於テ何時ニテモ之ヲ解除スルコトヲ得」という民法六五一条一項の規定を楯に、法解釈的には優位に立っているとの判断からか、事実関係については余り主張をしてこなかった。しかし、公判が進むにつれ、本件解任の不当性が明らかにされると共に裁判所の態度も変ってきたことなどから事実関係も無視できないとの判断に至ったものと思われる。

被告側はこの反対尋問が不成功に終わったとみるや、急ぎよ、その場で口頭でもって、被告会社代表取締役の本人尋問を求めるとともに、次回公判には準備書面を提出し「本件解除に至った理由の如何は解除の有効性に何ら消長を来すものではないけれども、単なる事情として理由を述べるとして解除には正当な理由がある旨を主張

はじめた。こうして第18回公判(昭和51年11月16日)より3回にわたって被告会社代表取締役に対する尋問が行われた。

主尋問と準備書面で被告側があげた解任を正当とする事由は、原告が従前より顧問をしている被告会社の競業会社(実際には流通の段階が異なり競争となり得ない)に販売や仕入に関する秘密がもれるおそれがあること、被告会社にその後株主構成、役員構成など大きな組織的変化があったこと、原告には解任に至るまで信頼しきれない事由や、後任の税理士に比し助言が不十分である点があったことなどである。これらは原告代理人の反対尋問によって、いずれも後からこじつけた理屈で、その内容は全く事実無根であったり、事実を故意に歪めたものすぎないことが明らかにされた。

またあわせて準備書面(原告第11、昭和52年6月28日提出)により、反論を行った。被告側が後から出して来る事実については、原告側としては反対尋問という裁判進行上の方法による制約から細かいことまで全てを反証することは困難であるが、基本的なことは概ね論破することができた。このあと行われたのが今回の公

判である。重要な役割を荷った井沢証人は、調査終了後は関与先から慰勞の意が表されるのが普通であり本件のごとくその場でいきなり解約の通告をなすのは、非常識もはなはだしく極めて異常であること、後任の税理士が「会社が辞めてくれと言えはいつでもやめる」といつているとの被告会社代表者の証言は理解できない、いつでもやめなければならぬような状況のもとでは、長期的展望を持った関与はできないし、事務所も維持できないこと、税理士顧問契約に基ずく税理士の業務は、弁護士業務の如く何かあったときに行うというのと異なり、企業の正常活動の中で常時必要であるため、業務に切れ目はなく、契約も継続するものであること、従って、いつからいつまでとか、これとこれとこれというように仕事を画定するような契約はしないし、またできないこと、税理士事務所の財政的基盤は継続的に収入する顧問報酬であり、顧問契約が不安定では事務所存続の基盤を失うこと、顧問契約を何時でも自由に解約することができるとしたら、脱税相談等をこわり切れないし、従業員も働らく意欲がわかない、事務所も働らなくなったってしまふこと、

同業者に同じ税理士が関与することとは、業界に精通している点などで歓迎され、競業関係にある会社で秘密をもらすなどということはない、守秘義務は税理士法によって担保されているばかりでなく、税理士の生命でもあること、本件訴訟は、税理士の地位と身分にかかわるので、日税連をはじめ東京税理士会では特別委員会を設けて対応しており、本日も東京税理士会波多野会長をはじめ多数の役員・会員が傍聴していること、などが証言された。

今回で証拠調べが終り、次回公判(来る昭和52年11月29日)で最後の主張を行うことになった。一層の御協力をお願いする次第である。

原稿募集

機関紙「全国青税連」を会員の皆さま方の力で作りあげて行くために全国の会員から原稿をお待ちしております。論文、随筆、雑感、地域的な活動状況報告等なんでも結構です。是非広報部に宛て原稿をお寄せ下さい。 広報部一同

「株式制度に関する改正試案」は 最低資本金制度への布石

辻 健 (東京)

昭和五十年六月十二日付で法務省民事局より「会社法改正に関する意見照会」(以下商法二次改正という)が各界になされ、その意見をもとに実質審議をし、最初の討議事項として会社の基本的制度である「株式制度」をとりあげ、その結果を公表し、わが税理士会にも昭和五十二年五月十六日付で「株式制度に関する改正試案」の意見照会がなされた。

全国青税連では、現在おかれてる税理士の立場、さらに主たる関与先である中小企業の諸般の情勢等を考慮し、商法二次改正に対する基本的見解を明らかにした。

一、大小会社の区分に反対

大会社の取締規制には特別法を別途制定すべきである。

二、最低資本金制度導入に反対

最低資本金制度を導入することは、中小会社を株式会社及び有限会社から排除することであり、しかも同制度導入は、株式会社のすべてに会計士監査を導入する可能性があり、すべての株式会社を税理士の職域から失うことになるお

それがある。

三、連結決算制度導入に反対

証取法上の連結財務諸表が制度化され充分その目的を達成されていく。商法上の連結決算制度は、連結納税制度導入を前提とし、連結子会社はすべて税理士の関与からはずされるおそれがあり職域侵害となる。

四、中小企業の負担になる改正には反対

中小企業の経済活動における営業取引に重要な弊害をおよぼすおそれのある改正には賛成できない。これら四つの基本的見解は、相互に関連し、一項目を認めればすべて崩れていくことを認識していただきたいと思います。

今回の「株式制度に関する改正試案」(以下「改正試案」という)は、①額面株式と無額面株式、②既存会社の株式単位は正、③自己株式の制限、④株式相互保有の規制、の項目からなっています。

「株式制度」のみを個別的にみると改正試案に対して認容する項目もでてきます。しかし商法二次

改正全体の中で、改正試案をとらえてみると、株式会社の根本的事項であるので、その改正する背景が浮びあがってきます。

改正試案では、会社の設立に際しては五万円を下ることができないとして発行最低額額の引上げをとっています。又既存会社にあつては単位株式制度をとり、券面額の合計五万円を一単位として、一単位に満たない株式を有する株主には自益権を与えるが、共益権については剝奪して、将来一単位を一株に併合することを予定しています。

現行法でも、一株五百円以上となつており上限の定めがなく株価の引上げは会社の自由であつてあえて強制する必要もありません。又旧法上の五十円株会社には、株式併合の手当もなされています。

株価の引上の理由として、立法当局者は、現在一株主あたりの管理コストが二千円程度かかっていることは正のためと説明しています。

しかし、株主の管理コストは、会社の株主総人数と資本の利用額によつてさまざまですが、大会社が一般投資家の資本を集め利用する以上、ある程度の管理コストは必要不可欠なものです。

我が国の上場会社の平均株主数

は約一万名、一社平均二千万円の管理コストがかかっていることになりませんが、平均資本金額は約六十億円、管理コストがそれ程ウェイトを占めているとは思われません。

既存会社の単位未滿所有株主は全体の約23%を占めています。かりにこれらの株主の管理コストが〇であるとしても(自益権はあるので本当は変わらないと思う)平均四百六十万円の管理コストは正のために株主の操を奪われることになりません。

いずれにしても大会社は管利会社でありますから、管理コストについては、法律で強制されなくても何らかの低減策を行いつつ、資本の利用をおこなっているのではないでしようか。

ここで会社設立時五万円以上の強制発行について考えてみます。

現在の証券市場には、五十円株が圧倒的多数流通しています。これに対して五百円以上の株は市場に人気がなく低迷しています。ゆえに会社経営者は株式併合をおこなわない主な理由とされていま

す。新設会社が五万円株をもとに証券市場にでて、流通性、資金調達は困難をきたすことは想像でき

ます。ここで改正試案は、券面額の最低限の制度を撤回して、分割発行の途を開いています。

この場合、会社は分割発行の最大条件として市場の同業者の株価の時価を目安とするでしょう。現在五十円株の平均時価は三百円程度です。この時価相場は当分の間あまり変わらないでしょう。当然新設会社は、五万円の一千の一分割発行(五十円株)をよぎなくされ、事実上五万円株は市場に存在しないことになります。

株価の金額が五万円ないしは五十円がいいかは、べつに合理的理由が存在するわけではありませ

ん。五十円株が他の物価と比べ低すぎることは事実ですが、それは株式の取引数量の大きさによって解決されています。

こうみてまいりますと、株価五万円の引上げは、会社設立のみに意味があることになりません。改正試案には、一千株単位をもとに制定根拠をもうけています。会社設立の最低発行株式数を一千株以上とすれば、資本金五千万円未滿は認められなくなり、最低資本金制度導入の布石と考えられるわけです。

昭和 52 年 8 月 18 日

要 望 書

日本税理士会連合会

会長 山 本 義 雄 殿

全国青年税理士連盟
会長 小 林 繁 夫

株式制度に関する意見照会についての意見書提出の件

全国青年税理士連盟は「株式制度に関する意見照会」について検討した結果、別紙のような結論に達したのでここに意見書を提出します。

なお、日本税理士会連合会が、法務省に意見書を提出される際には、後に禍根を残さない様、充分かつ慎重なる検討をするよう要望します。

「株式制度に関する改正試案」に対する意見書

法務省からの昭和五十年六月十二日付、会社法改正に対する意見

について、次の基本的見解は、現在おかれては、税理士及び中小企業の立場から、税理士の総意であると確信する。

I 商事に関する基本法たる商法

において、中小企業を差別し、切捨てる改正を行うべきではなく、大会社（公開会社中心）の取締規制には、特別法を別途制定すべきである。

II 中小企業の経済活動における営業取引等に重要な弊害をおよぼすおそれのある改正には賛

成できない。

III 連結決算制度を商法に導入することは、税理士の職域を侵害するおそれがある。さらに、連結納税申告制度につながり、負担の公平を害し、被連結会社はすべて税理士の関与からはずされるおそれがある。

IV 最低資本金制度を商法に導入

することは、株式会社のすべてに会計士監査を導入される可能性があり、すべての株式会社を税理士の職域から失うこととなるおそれがあるので絶対反対である。

我々は「株式制度」の意見表明にあたり、その改正の背景等を検討した結果、おおね次のような結論に達したのでここに意見を表明する。

なお、今後商法改正に関する意見照会は随時なされるが、上記の基本的見解の外堀をうめないよう、充分留意して意見照会に答申するよう要望する。

第一、額面株式と無額面株式

意見
設立時に五万円を下ることのない株式の券面額及び発行価額には反対する。

(理由)

イ、株式の最低発行価額の引上げは、最低資本金制度導入の布石であるので反対する。

ロ、現行法では一株五〇〇円以上上限の定めがなく、株価の引上げは会社の自由であって、株価の引上げを強制する必要は認められない。

ハ、中小企業にとっても株価の最低価額引上げは合理的理由がないので反対する。

第二、既存会社の株式単位是正

意見

単位株制度の導入には反対する

(理由)

イ、単位株制度の適用は大会社

(特に公開会社)におおむね限られるものであり、同制度を商法に導入することは結果的に大小会社の区分につながる。反対する。

ロ、株式の管理コストを是正するために、一定株式数未満の株主を企業経営の意志決定参加から排除するのは、株主平等の原則に反し、場合によっては株式会社制度自体の自己否定につながる。

第三、自己株式の取得等

意見

自己株式の取得制限に賛成する。子会社による親会社の株式取得制限に賛成する。

(理由)

子会社による親会社の株式取得は実質的に自己株式取得となり、資本の減少を意味するので、取得制限強化には賛成である。

第四、株式の保有

意見

株式の相互保有に所要の規制をすることに賛成する。

(理由)

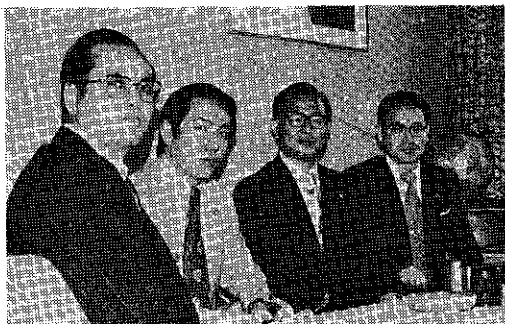
株式の相互保有による社会的弊害が大きいのは大会社（特に公開会社）におおむね限られるので特別法をもって規制すべきである。

新 役 員

国会に陳情

去る九月八日、小林会長・石井副会長・坂田総務部長・石亀広報部長・湖東前会長の五名で、議員会館に国会議員約百名を訪問し、全青税十周年記念誌を贈呈いたしました。

折から国会閉会中のため、多数の国会議員が不在でしたが、それでも何人かの国会議員と会うことができ、税理士法改正・新税等について、意見交換・要望をいたしました。



鹿兒島青年税理士クラブ

活動状況と鹿兒島の案内

鹿兒島青年税理士クラブは、現在会員数二十五名で活動しています。二、三年前までは三十四、五名会員がいましたが四十五才を基準に任意入会のため脱会があり、鹿兒島の場合、若い試験合格者が年に一、二名程度のため会員増がなかなか出来ない現状です。

それでも現在の会員は名目だけの会員でなく、皆青税の一員として会活動に精進している者ばかりです。現在の組織は人数が少ないため部ごとの区分をせず、会長一名、副会長二名、会計一名、監事一名、のメンバーで運営にあつています。会合は毎月一回午後六時三十分より二時間程度ホテルの会議室で食事をしながら例会を行います。形式は会長が報告事項等をし、議事を進めていきますが、議題を決めていたり、又自由討論方式で討論したりで二時間程度をすごします。議題の中心は会員の身近な問題が多く、税務調査問題、事務所経営の問題等で、特に税務調査で問題になった事項等を皆んなで検討し、署との交渉の参考にしていく様です。制度問題

等は鹿兒島の場合、それぞれ考えではないのですが、毎日の仕事の問題でないため勉強する機会が少なく、あまり深くは議論してない状態です。我々も出来るだけ中央での理事会等に出席し勉強の機会を持ちたいと思つております。

鹿兒島等地方の会員の場合は私をはじめ、全員が本部役員の活動に刺激を受け、仕事に追われていく毎日の中にも将来あるべき税理士像を求めて努力していこうと思つていきます。

我々は、来年の鹿兒島大会を、意義ある大会にする様、準備委員会を度々開き、いろいろと企画しております。そこで一人でも多くの全国の会員が鹿兒島を見に来てもらえる様、簡単な鹿兒島の案内をいたしたいと思つています。

鹿兒島県は太陽とみどりの国として観光に力を入れていますが、最近では海岸を埋立てて工業団地が出来、商工業都市として発展を続けています。かつては西洋文化渡来の玄関口として栄え、近代日本へ発展する原動力となりました。又近くには代表的活火山桜島、伝

説につつまれた霧島、冬でも暖かい温泉郷指宿等数多くの景勝地にめぐまれた県です。

(一)鹿兒島市 世界有数の活火山桜島を目前に浮べる県の中心鹿兒島市は人口四十八万、島津藩七〇〇年の城下町として栄えてきました。今日では南九州の中核都市として政治、経済、文化、交通の中心地であるとともに、東南アジアへの南の玄関口として発展を続け豊かな自然と数多くの史跡に恵まれた市街地には温泉も湧き、都市と自然が良く調和した町です。

(二)桜島 錦江湾上に浮かぶ世界的活火山桜島は海拔一、二七米、有史以来数多くの爆発を記録し、流出した溶岩は三〇億トン、見渡す限りの溶岩原は、まさに月世界を思わせる幻想の世界です。

(三)霧島 市内より約一時間半、日本最初の国立公園があります。二三座の群状火山をもつ霧島連山は神話発祥の地にふさわしく神秘的な山容を見せています。春のミヤマキリシマ、夏の新緑、秋の紅葉、冬の霧氷、四季それぞれに変化に富んだ景観は、いたるところに湧き出る温泉の湯煙とともにまさに一幅の絵を織りなします。

四指宿 一日十二万トンの湯量を誇る指宿は海浜に天然の砂風呂

を持ち、温泉町指宿として全国に知れわたっています。又夏は海水浴場として鹿兒島市等より多数の客が集まり、観光シーズンには観光客でにぎわいます。又指宿を起点にして池田湖、開聞岳、長崎鼻を結ぶ観光ルートは新婚さんのメツカでもあります。

(四)その他 日本本土最南端に位置し亜熱帯植物群が密集する佐多岬、日本初のロケット打上げの地内之浦ロケット基地、50キロ以上はあると思われる海岸線が日本三大砂丘の一つである吹上浜、東洋のナイヤガラ曾木の滝、日本三大鶴の渡来地出水、つりのメツカ坊ノ津、観光地として数多くの景勝地をもっています。

々な行事あり、名産品あり、ふるさとの味ありで二、三紹介しますと、主な行事としては、初午祭り(一月)、お釈迦祭り(五月五日)、くも合戦(六月十日)、曾我どんの傘焼(旧五月二十八日)、六月灯(七月中)、指宿温泉祭り(八月三(五日)、七夕祭り(八月第一日(曜日)、妙円寺詣り(旧九月十四日)、おはら祭り(十一月三日)、等年中祭りのあるのが鹿兒島です。名産品は、大島紬、いも焼酎等、さつま料理には、キビナゴのさしみ、文旦づけ、山川づけ、桜島大根、かつお節等多数有り、鹿兒島ならではの味と思われたい。鹿兒島はよかとここわんでいっどはおじゃったもんせ(良い所ですから一度は来て下さい。)

全青税発行の出版物のご案内

付加価値税視察団報告書	2,000円
ヨーロッパ税理士制度	2,000円
ヨーロッパの中小企業税制	2,500円
クレッカー講演録	500円
十年のあゆみ	2,000円
業務改善資料集	2,000円
第一税協の「要望書、批判」に対する反論	500円

是非お買い求めのうえ、今後の活動の参考として下さい。

申込先 全青税事務局又は単位青税にお申込み下さい。